

合志市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月
合志市教育委員会

1 計画の趣旨

本計画は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下、「指針」という。）及び改正給特法等の趣旨を踏まえ、合志市教育委員会がサービスを監督する市立小・中学校等の教育職員の業務量管理と健康・福祉の確保に関する具体的な取組を示すものである。

本計画に基づき、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図りつつ、子どもたちへのより良い教育の提供と、合志市教育振興基本計画が掲げる「未来を拓く心豊かな人材をともに育む」教育の実現を目指す。

2 根拠法令等

- (1) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- (3) 地方公務員法
- (4) 労働安全衛生法等の労働関係法令
- (5) 指針（令和7年文部科学省告示第114号）及び同Q&A、関連通知類
- (6) 熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン（第2期）等、県教育委員会の方針

3 計画の対象及び期間

(1) 対象職員

合志市教育委員会がサービスを監督する合志市立小・中学校等に勤務する校長及び教員（教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師等）。

(2) 計画期間

令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

ただし、国・県の動向や市内学校の状況等を踏まえ、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行う。

4 基本目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 原則として、全ての教育職員について
 - ・ 1か月の時間外在校等時間：45時間以内
 - ・ 1年間の時間外在校等時間：360時間以内
- ② やむを得ず上記を超える場合でも、
 - ・ 1か月100時間未満
 - ・ 複数月平均80時間以内

を上限とする運用が生じないように、業務量の適切な管理を徹底する。

(2) 中期目標（令和11年度まで）

- 国の目標を踏まえ、令和11年度までに、合志市立学校における教育職員の月平均時間外在校等時間を概ね30時間程度まで縮減することを目指す。

(3) ウェルビーイングの向上

- 教職員が心身ともに健康で、専門性を発揮できる職場環境を整え、仕事の「量」と「質」の両面から負担軽減とやりがい向上を図る。

5 計画の基本的な考え方

(1) 子どもの学びと教職員の健康の両立

教育の質の維持向上と教職員の健康保持・増進は相反するものではなく、両立してこそ持続可能な学校教育が実現すると捉える。

(2) 業務の「見える化」と「適正化」

在校等時間や業務内容を客観的に把握し、「学校と教師の業務の3分類」に基づく整理・移管・縮減を進める。

(3) 合志市の実情に応じた取組

熊本県の働き方改革推進プラン及び合志市教育振興基本計画との整合性を図りつつ、本市立学校の規模や地域特性を踏まえた実効性のある方策を講じる。

(4) 関係者の連携と役割分担

教育委員会、学校、保護者、地域、関係機関がそれぞれの役割と責任を共有し、協働した働き方改革を推進するため、「合志市志合わせて夢実現プロジェクト」の更なる推進を図る。

6 在校等時間の把握と業務量管理に関する措置

(1) 在校等時間の客観的把握

- ① 教育職員の在校等時間は、タイムカード、PCログ等、客観的な方法により把握する。自己申告のみに頼らない。
- ② 校外での研修、引率、会議等についても、可能な限り客観的な方法で把握し、在校等時間に算入する。
- ③ 在校等時間の記録は、公務災害認定等において重要な資料となることから、公文書として適切に管理・保存する。

(2) 勤務状況のモニタリングと指導

- ① 校長は、毎月、各教職員の在校等時間の状況を確認し、時間外在校等時間が一定水準（例：月45時間に近づく場合）に達する教職員について、面談等により業務配分の見直し等を行う。
- ② 時間外在校等時間がおおむね月80時間を超えるおそれがある場合には、労働安全衛生法等に基づく医師による面接指導の対象となり得ることを踏まえ、早期に業務量の調整及び健康相談を実施する。
- ③ 時間外在校等時間が著しく多い教職員が生じないように、校務分掌や行事、部活動等の負担を組織として平準化する。
- ④ 持ち授業数についても、教育職員免許法等で許容される範囲内で、平準化を最大限に試みる。

(3) 業務計画の工夫

- ① 各学校は、年間及び学期当初に行事・会議・研修等を整理した「年間業務計画」を作成し、繁忙期の偏在を避けるよう調整する。
- ② 合志市教育委員会は、市内全校の業務計画の状況を把握し、行事集中の緩和・共通事務の集約化等を支援する。

7 学校業務の見直し・適正化に関する措置

(1) 学校と教師の業務の3分類に基づく見直し

- ① 指針及び「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、各学校において次の観点から業務を整理する。
 - ア 教師が担う業務
 - イ 学校として必要だが、必ずしも教師が担う必要のない業務
 - ウ 学校以外の主体が担うべき業務
- ② 合志市教育委員会は、学校からの報告を踏まえ、教育委員会や市長部局が担うべき業務を明確化し、順次移管・集約を進める。

(2) 事務・会議等の精選

- ① 校務分掌の役割・会議体の見直しを行い、会議の回数・時間・資料量を削減する。
- ② 電子決裁、オンライン会議、共同資料フォルダ等のICTを活用し、移動時間や作業時間の短縮を図る。
- ③ 調査・報告・アンケート等については、目的と必要性を精査するとともに、重複提出の解消及び様式の統一、並びに実施方法のDX化を進める。

(3) 部活動に関する取組

- ① 国・県の方針や地域の実情を踏まえ、休日部活動の地域展開等を進め、教職員の負担軽減を図る。
- ② 部活動の活動日・時間帯・大会参加等の方針を明確化し、学校間の過度な競争や負担の偏在を避ける。
- ③ 外部指導者や地域クラブ等との連携を推進し、指導負担の分散を図る。

(4) 保護者・地域との役割分担

- ① 学校と保護者・地域が共通理解を持てるよう、学校だよりや保護者会等で働き方改革の趣旨と取組内容を丁寧に説明する。
- ② 地域学校協働活動推進員等を活用し、地域行事やボランティア調整等の窓口機能を学校外に設けることを検討する。

8 健康及び福祉の確保に関する措置

(1) 労働安全衛生管理体制

- ① 労働安全衛生法に基づき、産業医・安全衛生管理者・衛生委員会等を適切に配置・運営し、教職員の健康管理体制を整備する。
- ② 教職員数が少ない学校であっても、衛生推進者の選任や健康管理医との連携等を通じて、実効性のある安全衛生活動を行う。

(2) 長時間勤務者への対応

- ① 時間外在校等時間が一定時間を超えた教職員については、産業医による面接指導や健康診断結果を踏まえた就業上の措置等を実施する。
- ② 面接指導の結果に基づき、必要に応じて業務内容・業務量・勤務形態の見直しを行う。

(3) 休暇取得・休息時間の確保

- ① 年次有給休暇について、計画的付与や連続取得（リフレッシュ休暇等）を促進する。

- ② 終業から翌日の始業までに一定のインターバル時間（勤務間インターバル）を確保するよう努める。
- ③ 学校閉庁日や一斉休業日等の設定を検討し、教職員が心身を休める時間の確保を図る。

（４）メンタルヘルス・相談体制

- ① 教職員が気軽に相談できる窓口（教育センター、スクールカウンセラー、産業医、外部相談機関等）を周知する。
- ② メンタルヘルス研修やセルフケア・ラインケアに関する研修を計画的に実施する。
いじめ・不祥事・大規模災害等の事案発生時には、教職員の心理的負担に配慮した支援体制（専門家派遣等）を整える。

9 研修・意識啓発

- ① 指針、改正給特法の趣旨、在校等時間の考え方、上限時間、医師面接指導制度等について、管理職及び全教職員向けの研修を実施する。
- ② 合志市や熊本県における働き方改革の先進事例や、業務改善の工夫を共有し、学校間で学び合う機会を設ける。
- ③ 教職員自身が自らの働き方を振り返る「働き方セルフチェック」等のツールを活用し、意識改革を促進する。

10 推進体制・評価と公表

（１）合志市教育委員会における推進体制

- ① 合志市教育委員会に「学校の働き方改革推進協議会」を設置し、本計画に基づく取組の総合調整を行う。
- ② 推進会議は、教育長を本部長とし、学校教育担当部局、指導主事、学校代表者等で構成する。必要に応じて労働安全衛生・人事・財政等の関係部局とも連携する。

（２）学校における推進体制

- ① 各学校に「学校の働き方改革推進プロジェクトチーム（以下、「校内推進PT」という。）を設置し、校長のリーダーシップの下で、業務量管理と健康確保の取組を組織的に推進する。
- ② 校内推進PTは、教職員の意見を踏まえつつ、校務分掌の見直しや行事改善等に関する具体的な方策を検討・実施する。

(3) 評価・見直し・公表

- ① 合志市教育委員会は、毎年度、本計画の実施状況进行评估し、必要な見直しを行う。
- ② 計画及びその実施状況については、合志市教育委員会議（定例会）及び合志市総合教育会議に報告するとともに、合志市ホームページ等を通じて公表する。
- ③ 評価に当たっては、在校等時間の状況、長時間勤務者の割合、年休取得状況、メンタルヘルス休職者数等の客観的指標に加え、教職員アンケート等による主観的指標も活用する。

1 1 財政措置等

- ① 本計画に基づく取組を実現するため前提となる県費教職員の数的・質的確保については、合志市の児童・生徒数や学校規模に応じた公平な教職員配置となるよう、熊本県へ随時要望する。
- ② 本計画に基づく取組の実施に当たっては、本市財政においても必要な措置を講じるが、教員業務支援員等の人的配置やICT機器整備等、国や熊本県が行う事業については可能な限りそれを活用する。
- ③ 学校と地域の連携・協働を支える地域学校協働活動推進員等の配置経費についても、国・県の補助金事業と組み合わせて確保する。

1 2 附則

- ① 本計画は、令和8年4月1日から施行する。
- ② 本計画の見直しは、原則として計画期間の中間年度（令和9年度）に行い、必要に応じて随時改定する。